

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民年金事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大月市は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大月市長

公表日

平成27年9月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	国民年金事務	
②事務の概要	国民年金法に基づく法定受託事務(国民年金にかかる資格・給付等各種申請、保険料免除・学生納付特例等の申請及び裁定請求の受理・事実の審査・報告 等) 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①国民年金被保険者の資格得喪等の届出事務 ②保険料免除・納付猶予等申請の受付事務 ③裁定請求事務 ④年金相談 ⑤年金機構への情報提供 ⑥障害、遺族年金受給者の定時届を取り扱う事務	
③システムの名称	国民年金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、宛名システム	
2. 特定個人情報ファイル名		
国民年金ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第31項 ※主務省令未制定	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[未定]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	市民生活部市民課	
②所属長	市民課長 天野 淳	
6. 他の評価実施機関		
—		

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民生活部市民課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8037
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部市民課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8037

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年2月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年2月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

[illegible]